

会津若松市・三条市災害時相互応援協定

会津若松市と三条市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合、両市の友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前の対策)

第2条 両市は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互応援に備えるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の相互提供
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 応援要請及び呼応訓練並びにその他必要な対策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとし、職員等の派遣及び車両・資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給活動
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等の応急復旧活動
- (3) 廃棄物の収集、運搬、処理活動
- (4) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、長期避難が必要な場合等、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容、必要量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 職員の派遣を要請する場合は、職員の職種、人員、業務内容等

- (7) 住民の一時避難を希望する場合は、避難者の人数（要配慮者の人数を含む。）及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、その内容に従い直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援の必要を認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。
- 3 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請市の長の指揮の下に活動するものとする。
- 4 応援職員は、派遣する市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 5 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。
- 6 応援要請市は、災害の状況に応じ、派遣される職員に対する宿舎のあつせん、その他便宜を供与するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援市が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請市が負担するものとし、これにより難いときは、両市が協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援市が行うものとする。

- 2 応援職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援市が、その賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第9条 第4条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局を次のとおりとする。

- (1) 会津若松市市民部防災安全課
- (2) 三条市総務部行政課

2 両市は、この協定を実効性の高いものにするため、定期的に研究、協議するものとする。
(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、両市協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両市署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月30日

福島県会津若松市東栄町3番46号
会津若松市
代表者 会津若松市長 室 井 照 平

新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三 条 市
代表者 三条市長 國 定 勇 人